

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

しばらく休憩します。この間すぐに会議室で全員協議会を開催します。協議題は、平成28年度一般会計予算についてです。

なお、町長、総務政策課長の出席を求めます。

午前九時一分休憩

———・———

午前九時四〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

町長。

○町長（森下誠史君） 改めましておはようございます。議長のお許しをいただきましたので、恐縮ですがお時間を頂戴いたします。

平成28年度一般会計当初予算におきまして、第8款消防費、1項消防費、災害対策費委託料におきまして、三尾緊急離着陸場実施設計として4,342千円を計上してございます。

この事業につきましては、三尾地区が津波被害等によりまして通行経路が断たれた場合、けが人の搬送や緊急物資の搬送のためには離着陸場の設置が必要であると考え、また地域防災計画で定めた巨大地震津波避難に関する整備計画表におきましても、当初5年計画の中にも位置づけられていることから、本年度から設計に着手する必要があると判断していたものでございます。

しかしながら、先日の一般質問や昨日の議案審議のやりとりの中でのご指摘もお聞きする中で、この予算につきましては一旦執行を凍結するという考えに至りました。つきましては、この分の予算につきましては執行せず、来る6月議会の補正予算におきまして減額することといたします。

事業の必要性は何ら変わらないと思いますので、他の事業との優先順位等も勘案する中で、再度の予算化をいつするかについて再検討したいと思います。

○議長（鈴木基次君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第19号 平成28年度美浜町一般会計予算についてを議題とします。

最後に締めくくりの質疑を行います。

質疑漏れ等ございましたら、1人1回程度の質疑を行いたいと思います。谷議員。

○6番（谷重幸君） 昨日、議案審議の中でいろんな学童保育も含めて、ヘリポート云々、いろんな形で議論になった上での判断だと思いますが、私自身計画の話、それから学童保育の話、きのうの展開でいいますと、一緒にするべきではないと考えてございます。ただ人の命を考えた場合に、じゃ命をどうというふうに守っていくのかという目線からは、もちろんその場に出てきてもおかしくない意見だとは思いますが、本来は別で考えるほうが

整理できる話であろうと考えています。

そこで、ちょっとヘリポートの話は別にしまして、学童保育の話でございますが、いろんな場面の中で町長、早く潰しましょうよという意見をさせていただいておりますが、改めて最後にちょっとご意見をお聞きしたいと思えます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

ヘリポート、そして学童保育のことでございますが、おっしゃるとおり私自身先般もご答弁させていただきました。子どもの命ということであれば、本当に当然のことながら大事にしていかなければなりません。

そういった形の中で、先般からもこの公共施設という形の中で今取り組んでございます。それに伴いまして、除却債という起債を利用しながらということもご答弁させていただきました。

谷議員おっしゃるとおりできるだけ早急に、この学童保育の旧施設というんですか、老朽化した施設に関しましてならば撤去の方向で取り組んでまいりたいと、このように思えます。

ヘリポート、そして緊急離着陸場、そして学童とおっしゃるとおり私自身、命の中でも少しはニュアンス的にも違う、これは当然のことながら違うんですけれども、離着陸につきましても改めて再検討という形の中で、今後も取り組んでいきたいとこのように思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 繰り返し申してますとおりに、除却債、この方向でいくと二、三年はかかる話と違いますか。いつ潰すかというところを町長はつきり、ないですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員、できたらばですけども、この平成28年度で補正というような形の中で設計を計上したいなとこのように思っております。その方向で取り組んでまいりたいとこのように思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） ヘリポートが凍結され、また学童保育の老朽が撤去されるという中で、言いにくいことですけども、反対討論をさせていただきます。

3点のことから反対をさせていただきたい。

まず1点目は、こども園の臨時職員の方の待遇改善について、これが余りやられてなか

った。多くのほかの議員の方からも出されましたけれども、なされなかったという点が1点です。

先日、文厚で給食の試食をさせていただきました。こども園の給食は地元の食材を使い園で手づくりの給食を出されている。本当においしくいただきました。子どものそういう小さいときからの食育というのが非常に大事だ。頑張ってくれてるんやなと思いました。また先日は、卒園式にも行かせていただきました。卒園式では、本当に何もわからなかった乳児がこんなに立派にたくましく育ってくれてる。本当に感動しました。

こういう努力、17人の臨時職員がやられている。これはもうちょっと何とかしていかなあかんと違うかと本当に思いました。

この点がまず1点。せめて全員正職員というのは無理だと思いますけれど、いろんな手当を考えてしていけるのではないかなということが1つです。

それから2つ目は、国保の引き下げについてでございます。

国保は27年度和歌山県で一番美浜町が高くなったわけです。それを何とか国からの1,712億円余りを使って引き下げができないかなと期待したんですけれども、それはこの法定外繰り入れの一般会計からの繰り出しをやめて引き下げがならなんだ、28年度は据え置きということになったんですけれども、このことがぜひ国保の運営協議会のご意見もありましたように、本当に国保というのは最後のとりで、命を守るということでそれを余り高かったら大変だということで、この2つ。

あと最後は、町長がよく言われるふるさと教育、これについても余り予算がなかったということです。

これも先日、和田小学校の卒業式に出席させてもらったんですけれども、そこで校長先生が非常にいい話をされておりまして。議会の傍聴を6年生させてもらっていろいろ子どもが、そういうお話もされておりまして、私が思ったのは、6年生を中心にしてふるさと教育に非常に取り組んでいる。美浜の風土記という勉強をしている、こういうふうに述べられまして、中でも松林の松本栄次郎さんといったらいいのか、それから三尾の移民の工野儀兵衛さん、こういう人たちは自分たちが学ぶべき先人だ。しっかり学んでこういう人たちの精神を学んで、これからも頑張っていこうというようなお話をされました。

本当にこのふるさと教育、学校ではやられているように思いましたが、しかしそれを保障するための例えばカナダ移民資料館をどうするかということは出されませんでしたし、民俗資料館の改善ということにもその予算はなかった。

そういう3つの点を挙げまして、この予算案には反対をさせていただきます。

○議長（鈴木基次君） ほかに討論はありませんか。7番、高野議員。

○7番（高野正君） 町長の勇気のあるご英断、さらに追加とも言えるこども園への判断、大いに評価したいと思っております。

したがいまして、両手を挙げてこの予算に対しては賛成をいたすところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議員（起立多数）

○議長（鈴木基次君） 起立多数です。したがって、議案第19号 平成28年度美浜町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第20号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） おはようございます。議案第20号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計予算について細部説明を申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億27,510千円で、前年度と比較して20,396千円、1.63%の減少でございます。

被保険者の減により保険給付費が減少したものでございます。

今年度は、健診の際の特定健康診査の自己負担を無料として健診受診率の向上を目指します。また、保健師と事務担当者が重複頻回受診者に対し、家庭を回って訪問指導する取り組みを始めることとしています。

では、まず歳入からご説明申し上げます。

8ページ、国民健康保険税については、被保険者2,180名を見込み一般被保険者については1億99,886千円、退職被保険者などは16,580千円で合計2億16,466千円を計上してございます。

被保険者の減と軽減の対象者の拡大により41,660千円の減となっております。

10ページ、督促手数料は50千円でございます。

次に、国庫負担金、療養給付費など負担金1億56,931千円、12ページの高額医療費共同事業負担金は6,495千円、特定健康診査等負担金は771千円でございます。

国庫負担金の合計は1億64,197千円でございます。

国庫補助金、財政調整交付金は52,899千円、療養給付費等交付金は47,439千円でございます。これは退職被保険者等に係る交付金です。

前期高齢者交付金は3億14,869千円でございます。これは65歳から74歳までの方が対象で、被保険者と国保間の医療費負担を調整するものでございます。

14ページの県負担金、高額医療費共同事業負担金は6,495千円、特定健康診査等負担金は771千円、合計7,266千円でございます。

県補助金、財政対策補助金1,737千円、財政調整交付金として普通調整交付金29,432千円と特別調整交付金9,810千円で、県補助金の合計は40,979千円でございます。

共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金は25,984千円、16ページの保険財政共同安定化事業交付金は2億48,110千円でございます。昨年度から全てのレセプトが交付金の対象となりましたので、交付額が大きく伸びたものでございます。

16ページ、財産収入、財産運用収入は基金の預金利子として36千円を計上してございます。

一般会計からの繰入金は1億6,532千円でございます。内訳として、地単事業分3,944千円、これは福祉医療費助成制度の実施に伴い国負担対象給付医療費が減額されますので、その減額されるものうちまちが負担すべき金額でございます。

保険基盤安定繰入金の保険税軽減分として42,045千円、同じく同繰入金の保険者支援分が22,884千円、事務費繰入金として19,732千円、出産育児一時金繰入金として3,360千円、18ページの財政安定化支援事業繰入金は14,567千円でございます。

繰越金は1,001千円を見込んでございます。

諸収入、一般被保険者延滞金200千円、退職被保険者等延滞金は10千円でございます。

雑入の一般被保険者第三者納付金350千円、退職被保険者等第三者納付金10千円、一般被保険者返納金10千円、退職被保険者等返納金1千円、高額療養費貸付金償還金が1,000千円、雑入は指定公費受け入れ金100千円を計上してございます。

特定健診自己負担金につきましては、今年度から無料として受診率の向上を目指すこととしてございます。

預金利子は1千円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

22ページ、総務費、総務管理費は17,714千円で、2名分の人件費と事務経費となっております。内訳は職員給料7,691千円、職員手当等3,597千円、共済費2,164千円、需用費170千円、役務費2,280千円、委託料350千円、負担金補助及び交付金1,462千円を計上してございます。

国民健康保険団体連合会負担金は792千円でございます。

徴税費の賦課徴収費は1,028千円で、昨年度からのクラウドシステムによる帳票類の共同印刷などの費用でございます。

24ページの運営協議会費は198千円です。委員9名分の報酬と需用費を計上してございます。

次に、24ページから29ページの保険給付費ですが、合計額は7億51,481千円となり、前年度と比較して27,193千円、率にして3.49%の減少でございます。一人当たりの医療費は減ってはいないものの、被保険者が減ったことにより保険給付費が減少してございます。

内訳は、療養諸費で6億49,947千円、高額療養費で95,721千円、移送費で

20千円、出産育児諸費5,043千円、葬祭諸費で750千円となっております。

28ページ、後期高齢者支援金等は1億15,939千円、前期高齢者納付金等は70千円、30ページの老人保健拠出金は7千円、介護納付金は47,433千円でございます。

共同事業拠出金は2億83,038千円となっております。

32ページの保健事業費の特定健康診査等事業費は3,873千円、保健事業費は4,043千円、高額療養費貸付金は1,000千円でございます。

諸支出金は保険税その他の還付などに要する経費で、款の合計は858千円となっております。

34ページ、最後に基金積立金は利子積立金として36千円を計上してございます。

なお、添付資料として給与費明細書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ちょっとささいな質問というか不勉強でわかりにくいので、ちょっとこの際質問します。

県補助金の中の財政調整交付金、ここで特別調整交付金の9,810千円という金額になっております。去年は10,000千円ちょっとあったようで、その前には極端にこれ380千円とかという、これ特別調整交付金は県のほうから補助金として出るというこの仕組みというのは、どういう仕組みで何をにらんでこういう金額が支給されて交付されるのかという、ちょっと仕組みについてひとつこの際説明してやってください。

それといま一つは、歳出のほうなんですけれど、保健事業費の中の特定保健指導委託料というのがあるけれど、特定健診のほうは自己負担なくすというようなことでよくわかってるが、この特定保護指導委託料というのが前年度過去に比べたら3倍ぐらい、170千円ってした金額なんですけれど、これはどういうことを指導、どんな場面でどういうことを指導されるんか、ちょっとご説明お願いしたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課主幹。

○福祉保険課主幹（若野百合子君） 田淵議員にお答えいたします。

県支出金の県補助金の普通調整交付金と特別調整交付金の仕組みについてでございますが、前年度から普通調整交付金と特別調整交付金は給付費の普通調整交付金が7%、特別調整交付金が2%という計算に変わっております。以前は26年度までは特別調整交付金は350千円ほどであったかと思うんですけれども、昨年から7%と2%、それから国庫のほうは32%普通調整交付金、特別調整交付金は1千円しか出してないんですけれども、32%が国、7%が県の普通調整交付金、2%が特別調整交付金から出るというふうに計算しております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 33ページの特定保健指導委託料についてご説明いたします。

この特定保健指導という中には、積極的支援というのと動機づけ支援というのがございます。これは特定健診をして疾病というか、要治療までいかないその直前というのか、例えばメタボの場合はメタボになるリスクが非常に高いとそういった方については、積極的支援ということで保健師とか医師、管理栄養士などに指導していただくというふうになっております。

それにつきましては、ことしにつきましては5件で105千円を予算計上しております。去年より3件の増ということで。

それから動機づけ支援ということで、積極的支援に対して動機づけ支援ということで、メタボリックの一步手前ということで、積極的よりもう少し軽いというのか、そういった方につきましても保健師とか医師で指導するというので、これにつきましては10件を予算計上しております。

だから、件数的には去年より若干ふえているということで、ちなみに27年度では積極的支援で対象者が10名で2名受診されたということで、動機づけ支援につきましては18名の対象で13人受けたというふうになっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） この特調の件やけれど、今までだったら滞納者がいてないとか何とかで多くなるんやとかいうようなそんなうわさ話で、実際はもう我々が何か努力して多くもらえるというようなことは、もうないんですね。

ありきたりの給付費から何%ということなんで、今までだったら滞納者はできるだけ少なく、ゼロだったらたくさんもらえるよとかそんな話もあったようですけども、実際のところは今のお話を聞きますと、努力してももう何%や7%、2%と決まってるんで、仕方ないんやということなんででしょうか、その辺よろしくお願いします。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課主幹。

○福祉保険課主幹（若野百合子君） 高野議員にお答えいたします。

7%と2%と申し上げたところですが、特別調整交付金の2%の中には税の収納率向上等も入っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 予算だけじゃなしにちょっと気になったんでこの際聞いておきたいと思います。

ことしから過重診療というんですかね、その指導をされるという話あったんですけども、具体的にどんなことをされるのかなというのをこの際ちょっと教えておいていただきたいと思うんです。誰がどなたがどんなふうな形ですか、文章だけなのか家に訪ねて

いってお話をしてそうするのか、その辺の具体的にどんな活動をされるのかというのをこの際お示しいただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、保健師または事務担当者が、レセプト等によりまして訪問対象者を選定します。その後、訪問するわけなんですけど、訪問指導の内容につきましては、重複頻回受診の問題点の説明、ほかにも適正受診の指導、健康相談、健康増進のための情報提供を行うこととしてございます。

重複と頻回となんですけど、重複につきましては簡単に言いますと、同じ病気で何カ所も通院している方。頻回受診につきましては、同じ病気で何日も通院している方、そういった方を対象にしてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） もう一般質問でしましたので簡単なことだけお尋ねします。

一般質問の回答のときにこの特定健診の無料化をやることによって、受診率60%を目指すというふうに回答されたんですけども、その60%というのは相当実績から見て高いパーセントだと思うんで、どのような具体的な取り組みを考えておられるのかお伺いします。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） 中西議員にお答えいたします。

厚生労働省の目標数値が60%ということですので、当町におきましてもその数値を目指して取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 目標はわかるんですが、それに達するためにどういうふうに、例えば新たに今年度からこういうことをやるということはお考えではないんでしょうか。その受診率をふやすために。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） お答えいたします。

27年度につきましては、特定健診の未受診者につきまして保健師の方が電話で、どういったことで行かないのかということで連絡といたしますか、電話で推進のほうをしていると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） そういうことも大きな受診率を上げるのにはいいと思いますけど、どこかで国保のどこだったかちょっと忘れたんですけど、聞いたとき受診率の高いとこ

ろを聞いたときに、お互いに誘い合っていく、そういうふうな取り組みをやっていたところもありますので、ぜひそういうふうなことも本町も会場を幾つかふやしまして、何回も回数もふやして健診を行われているということですので、そういう近所誘い合っというかそういうふうな。

がん検診には受けていこうというそういう誘う人がありますね。がん検診を受けようと誘う人、そういう人もつくっておられると思いますので、そういうふうな形も考えてぜひ健診の率を上げるということは、結局保険給付を減らすということになると思いますので、それは今後お考えいただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） ほかに。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第20号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第21号 平成28年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第21号 平成28年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算について細部説明を申し上げます。

美浜町農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,403千円でございます。対前年度比については、率にして46.46%、金額で88,010千円の減額となっております。

まず、3ページでは、債務負担行為として処理場の電気関係保守業務の契約が更新になりますので、5年間契約のうち来年度以降4年間分の債務負担をお願いしてございます。

では、7ページの歳入よりご説明申し上げます。

農業費分担金では318千円で、新規加入分担金で和田処理区及び入山上田井処理区あわせまして2件分を計上してございます。

処理施設使用料45,937千円で、対前年度比は1.53%の693千円の増額を見込んでございます。

農業集落排水設備手数料につきましては、宅内排水設備工事検査手数料10千円を見込

んでございます。

国庫補助金、農林水産業費補助金は3,000千円で、今年度は和田処理場の機能強化事業のうち機能調整工事のみ発生しますので、これに対する補助金でございます。

県補助金、農林水産業費県補助金は9,180千円で、前年度の事業費に対して10%が交付される元利償還金助成交付金でございます。

9ページの繰入金は41,916千円で、対前年度5,905千円の増となっており、これは人件費を今年度は2名分計上したことによる増額でございます。

繰越金、預金利子につきましては科目設定としてそれぞれ1千円、雑入では消費税及び地方消費税還付金1,000千円を計上してございます。

11ページの町債につきましては皆減でございます。

財産収入は基金利子として40千円を見込んでございます。

続いて、13ページからの歳出についてご説明申し上げます。

施設管理費では、職員2名分の給料といたしまして8,035千円、職員手当等では3,756千円、共済費では2,250千円を計上してございます。

需用費では消耗品費、燃料費、印刷製本費、高熱水費、修繕費を含めまして17,665千円の計上をしてございます。特に修繕費では、入山上田井処理場のポンプと曝気ブロワの修繕もあって7,013千円を計上してございます。

役務費では、通信運搬費、口座振替手数料、汚泥処理費などを含めまして11,262千円を計上してございます。

委託料では、管理委託で6,977千円、水質検査で307千円、管路清掃委託料で1,600千円、合計8,884千円を計上してございます。

使用料及び賃借料では、新たにクラウドによる上下水道管理システムの機器使用料、入山上田井処理区の中継ポンプの制御盤などの借地料、水道メーターの検針データ使用料をあわせて912千円、負担金補助及び交付金では、退職手当負担金、処理施設設置補助等を含め2,115千円を計上してございます。

以上、施設管理費合計は54,879千円で、対前年度比では15.34%、7,297千円の増額となっております。

13ページ下段からの建設費につきましては、和田処理区の排水処理場の機能強化事業として、機能調整工事のみが残っていますので、6,000千円を計上してございます。

15ページの公債費につきましては、元金及び利子償還分としてあわせて31,304千円を計上してございます。

基金積立金では9,220千円を積み立てることとなっております。

添付書類といたしまして、末尾に給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書等を添付してございます。

以上、簡単ではございますが細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） これもささいな質問なんです。

歳出のほうの総務費のほうで、負担金及び交付金の中で土地改良連合金還付金ということで、還付金って普通はくれるような話やけれど歳出の話でございます。その中で年によって金額が非常に異なる。去年からことしと初めて組まれたものであり過去になかった。

これはどういう仕組みで金額が決まり、還付金といいながらどういう形でどういう理由で還付するというんか、そこら辺のちょっと仕組みをご説明お願いします。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） お答えします。

この特別賦課金のことについてなんですが、これは前年度の事業費に対してその割合として負担金が求められるということで支払っているというところです。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ありませんね。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第21号 平成28年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第22号 平成28年度美浜町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第22号 平成28年度美浜町公共下水道事業特別会計予算について細部説明を申し上げます。

美浜町公共下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億55,225千円でございます。

対前年度比では15.81%、金額で29,142千円の減額となっております。

今年度事業は、本ノ脇地区の汚水及び雨水の管渠工事が一部残りしましたのでこれを実施し、今年度で予定していた公共下水道管渠整備は終了となります。

まず、3ページでは、債務負担行為として松原浄化センター電気設備保守業務更新により、5年間契約のうち来年度以降4年間分の債務負担をお願いしてございます。

4ページの地方債の定めは、今年度の工事に充当する地方債の限度額を定めてごさいます。

8ページの歳入からご説明申し上げます。

下水道事業分担金では159千円で、供用開始地区での新規加入分担金1件分を計上してごさいます。

受益者負担金では、昨年度までの賦課対象区域と田井畑地区大型施設から徴収額800千円を見込んでごさいます。

施設使用料では44,002千円を見込み計上してごさいます。

下水道排水設備手数料107千円につきましては、指定業者認定申請手数料などを見込んでごさいます。

下水道事業国庫補助金では5,000千円を見込み計上してごさいます。

10ページの下水道事業促進整備交付金につきましては、582千円を見込み計上してごさいます。交付額は前年度の污水管渠事業費の2%以内で交付されることとなっております。

繰入金では98,462千円を計上してごさいます。一般会計繰入金96,321千円、基金繰入金は2,141千円で建設費の一部に充当する計画でごさいます。

繰越金及び預金利子につきましては、科目設定としてそれぞれ1千円を計上してごさいます。

町債につきましては6,000千円の借入れを見込み計上してごさいます。

12ページの財産収入では、公共下水道事業基金の運用収入といたしまして、利子及び配当金で111千円を計上してごさいます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

14ページの一般管理費では、事業の推進に要する間接経費と施設管理費を計上してごさいます。

需用費では15,592千円で、その内訳は、消耗品費や松原浄化センター及び中継ポンプの電気料金などごさいますが、処理場ができて10年目となり今年度はエアレーションの修繕が必要となりましたので、修繕料といたしまして6,890千円を計上してごさいます。

役務費では電話料、汚泥処理料などを含めまして2,923千円を計上してごさいます。

委託料では、管理委託料で10,059千円、水質検査料で697千円、警備委託料で111千円、管渠清掃委託料といたしまして2,500千円で、合計13,367千円を計上してごさいます。

使用料及び賃借料では、新たにクラウドによる上下水道管理システムの機器使用料、中継ポンプの制御盤などの借地料及び水道メーターの検針データ使用料を合わせて、1,015千円を計上してごさいます。

負担金補助及び交付金では557千円、公課費は2,272千円で、一般管理費の合計

は35,726千円を計上してございます。対前年度比では16.13%、4,962千円の増額となっております。

次に、建設費につきましては、職員3名分の給料といたしまして9,688千円、職員手当等で4,951千円、共済費といたしまして2,731千円を計上してございます。

需用費では、消耗品費、燃料費などで765千円、役務費では、保険料及び産廃収集運搬処分料などで386千円を計上してございます。

使用料及び賃借料では、下水道積算システム借り上げ料として91千円を計上してございます。

次に、工事請負費でございしますが、本ノ脇地区での汚水及び雨水管渠の敷設工事は、27年度終了の予定でしたが工事の一部が28年度にずれ込みましたので、22,000千円の計上でございます。

負担金補助及び交付金では1,864千円、補償補填及び賠償金では、水道管の移設補償費として3,000千円を計上してございます。

償還金利子及び割引料では、過年度分受益者負担金の返金分といたしまして75千円を計上してございます。

公課費では、自動車重量税といたしまして16千円を計上してございます。

建設費の合計は45,567千円で、対前年度では44.68%、36,798千円の減額となっております。

公債費につきましては、平成11年度より借り入れをした起債の元金償還金47,626千円と、起債などの利子の償還金で25,395千円を計上してございます。

18ページの基金積立金として911千円を計上してございます。これは受益者負担金と基金利子を積み立てるものでございます。

また、末尾に添付資料として給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書などを添付してございます。

以上、簡単ではございますが細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 建設費の中で下水道の積算システムですけれども、この使用料というのは極端に減額になってるんですけども、10分の1ぐらいになってるんで、ここはどういう理由でこうなってるのかなという説明をお願いしたいと思います。

それから、この公課費です。一般管理費の中の公課費ですけれども、消費税伸びたのはわかりますけれども、消費税及び地方消費税の付近、これは2,272千円で過去に比べて急に膨らんでるなと思うので、こちら。

この2点についてご説明をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（大星好史君） お答えします。

まず、積算システムのほうの歳出について説明させていただきます。

これ積算システム、更新の時期でございまして、ソフトの更新というのが通常であれば必要になってきます。その使用料ということで、前年度は1年分とらせてもらったんですけども、今年度につきましてはもう事業が終わりますので、その更新をせずに一部3カ月程度の使用料ということで、後は産業建設課のほうへ行って使わせてもらうというように考えております。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） お答えします。

消費税及び地方消費税の納付金のことに関してなんですが、まず当然料金収入とかいう中で、消費税を含んだ形で借り受け消費税というんですが、そういう形でもらっております。それを差し引くことの仮払い消費税ということで、需用費とか建設費とかうちが消費税を払った分というのを差し引きます。それを差し引いた額が多ければ当然納付はしなければならぬし、逆に少なければ還付をしていただくというような形になります。

それと、この消費税の確定方法なんですが、若干半年ずつぐらいおくれてるんです。28年度の9月に確定する部分は、平成27年度の消費税の確定分ということになります。それと28年度の間払いということで、29年3月に中間払いをするというような形になっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 本ノ脇地区の一部工事が28年度にずれ込んだということなんですけれども、工事自体は早いことしていただいて、きちっと機能を果たせられるようにやってもらいたいんですけれども、本ノ脇地区も全部で一旦この松原浄化センターに関しては、後ほかに今後対象地域を広げていくというふうなことは、多分町内においては無いと思うんですけれども、その時点で大体処理能力としたらどれぐらい全部行けた状態のときに、能力的には例えば100%のうちの何%ぐらいやとかというのがあると思うんですけれども、その辺ちょっと教えていただきたいと思って。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（大星好史君） お答えします。

今現在の計画でございまして。これは2系列含めての計画でございまして、当初一番最初の計画では、処理能力が1日2,630トン予定しておりました。これを平成21年度の認可変更全体計画の変更において2,000立米1日当たり、そこまで落としております。

現有能力としましては当初の2,630トン、その半分でございまして、1,315トン処理能力がある槽ができております。

それで、今現在の本ノ脇地区も一部入ってるんですけれども、浜ノ瀬、新浜、吉原、田井畑、ここの流入場、この4地区と一部本ノ脇地区に含みます大浜団地、老人ホーム、県職住宅、町営住宅等々を含みまして、平成27年度2月末現在の平均流入量が629トン

でございます。計画日平均流入量が1,050トンでございますので、今、日平均で申しますと59.9%というふうな流入量になってございます。

本ノ脇も今後、一つは4月1日から供用開始いたします。それで28年度の工事で28年10月、もしくは11月ぐらいにもう全面的に供用開始できると思うんですけども、ここらの流入量というのは順調に伸びてきてますけれども、本ノ脇地区自体戸数も余りないというか、よそに比べて少ないので、全体で750トンぐらい日平均で流入すると思われれます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の質問に関連してお伺いします。

全体的にこれ水道もそうだと思いますし、また農業集落排水も含めてなんですけれども、今の時代、少子高齢化じゃないですけどどんどん人口が減ってまいります。今の話じゃないですけども、能力よりも少ない流入量というのはこれからだんだん下がっていく可能性というのはあると思います。

そこで、料金の見直しとかそういうような近い将来、このままだったらこれだけの施設を維持運営していくためには、ちょっと料金を上げないといかんねんというようなそんな心配はここ短い期間には、ここ2年、3年の間にはそういう理由でないかということをも1点。

それはいま一つ町長に向かってなり、そちらにも同じようになんですけども、30年度に下水道料金を均一化する、統一するというご答弁は過去に町長から伺っております。しかし、突然30年度に平均するってそんなむちゃな話です。やっぱり緩和措置というかそういうことも必要かもしれません。それは我々が言うべきことじゃないんですけど。

そういうことで、30年に向けて今料金の統一に向けてどういう努力をされておられるのか、この2点についてお伺いします。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） まず最初に、料金のことなんですが、今のこの状況でいくと特に上げるとかいう必要はないと思います。

ただ統一化ということになると、これについてはその都度考えていかならんことになるんですが、まず今の段階におくと、答弁がどういう形になったんかわからんのですけれど、うちの上下水道課で考えてるのは、31年度に統一化ということで考えておるんです。計画といたしましては29年、28年後半、10月には工事が上がってしまいますので、そのぐらいから着手して、29年度中には何らかの方向性を持って、30年にはこういう形でしたいんだということはいけるかなという今のところ予定なんです、そういう形です。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） なぜこういう質問をしたかという、ちょっとこういうことを心がけておいてほしいんです。

この間議員研修、あるところへ行ったときに、前に座っていられたどこかのまちの市会議員に対して講師の先生が、おたくのまちの水道代上がりますよねと言ったんです。その方はきょとんとしているんです。えっというような顔をしたら先生が、おたく人口減ってるんじゃないですか。減ってます。だったらいつか今の規模を維持運営していこうと思ったら、いつか料金上げなかったら維持運営できんじゃないんですか。はいそうですとその市会議員の方が言うておられました。

そうしたらその講師の方が全体に向かって、そこには議員ばかりで、市会議員や町会議員、市町村議員が将来、公共施設を維持運営していくために値上がりせないかんということをおなた方が明確に認識せなしたら、一体住民誰が質問するんですかと言って、そこにいられた私も含めてお叱りを受けたんです。

もう少し真剣にそういう公共施設の維持運営というものに注目してください。そのとおりだなと思ったんで今質問させてもらったんですけれども、ここ当分というんじゃないしに近い将来、こうなるんやな。結局ふるさと創生のあの話にしても、将来は5,000人、そのときには更新、更新になって規模も縮小するとかいろんな考え方できると思いますけれども、少なくともここ10年ぐらいの間に、人口の減少によって料金の改定を必要とするかせんかというようなことが起きる可能性があるとしたら、議会のほうへも報告をお願いしますということをご希望しておきます。

それと、後半の統一の話でございます。私は30年から統一するって聞いてたんですけれども、こちらに聞くのが正しいのか、こちらに聞くのが正しいのか私にはわかりかねますけれども、今の課長のご答弁でしたら、町長のほうから30年に向けて統一に向けてそれなりの作業をしておけよという指示、それは今課長が言うておられたのは、事務課長自身が全体の雰囲気を考えていつか統一せないかん、そしたら30年度に方向を示して31年度からと課長が判断されたんですか。

それとも町長からきちんと指示を受けて今の計画を言うておられるんですか。町長の指示があったんですか、なかったんですか、そののところだけは少なくとも明確にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） このことに関して指示があったかということなんですが、当然その31年度に向けて準備はしていけということと、それとここでは議題には上がってないですが、公営企業の問題等についてもその話も指示を受けてるわけです。まだ方向性は決まっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 31年度には美浜町の下水道料金が統一されるという認識させて

もらいます。ご答弁結構でございます。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第22号 平成28年度美浜町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は11時とします。

午前10時四十七分休憩

———・———

午前11時〇〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第5 議案第23号 平成28年度美浜町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第23号 平成28年度美浜町介護保険特別会計予算について細部説明を申し上げます。

一般会計予算でご審議いただきましたように、今年度は役場庁舎の増築を実施して地域包括支援センターの充実を図ることとなってございますが、平成28年4月1日付採用で社会福祉士1名、保健師1名の増員をして、今まで以上に介護予防事業に取り組んでいくこととなってございます。

また、昨年4月の制度改正により保険料段階が9段階になりましたが、今年度も1段階の方の保険料の軽減が継続される一方で、これまで収入として見なされていなかった遺族年金、障害者年金が食費、居住費の軽減資格審査の際には収入と見なされるようになるなど、一部制度の変更がございます。

さて、今年度の予算でございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ8億44,924千円で、前年度と比較いたしまして22,099千円、率にして2.69%の増となっております。

歳入からご説明申し上げます。

6ページの第1号被保険者保険料につきましては、1億58,156千円を計上してございます。保険料の基準月額が5,820円でございます。このうち特別徴収分については2,251名が対象で1億46,409千円、普通徴収は209名で11,647千円、滞納繰り越し分として100千円を計上してございます。

督促手数料は10千円であります。

介護給付費国庫負担金は1億41,607千円で、前年度より3,570千円の増となっております。

国庫補助金については、調整交付金と地域支援事業交付金として介護予防事業と包括的支援事業任意事業に係る2つの交付金がありまして、この合計額は64,660千円でございます。前年度より2,063千円の増となっております。

8ページの支払い基金交付金については、第2号被保険者の保険料分として、地域支援事業分とあわせて支払い基金から2億22,670千円の交付を見込んでございます。前年度より5,414千円の増額となります。

介護給付費県負担金は1億16,152千円、前年度より2,719千円の増となっております。

次に、県補助金は3,345千円、前年度と比べ865千円の増で、介護予防事業に係る分は263千円、包括的支援事業任意事業に係る分は3,082千円でございます。

財産収入は介護給付費準備基金等の利子として11千円を見込んでございます。

次に、10ページ、一般会計からの繰入金は総額1億38,309千円で、前年度比較では3,543千円の増となっております。給付費の伸びが主な要因でございます。

また、昨年度初めて新しい第1段階の方に対する保険料軽減措置に対する補填分として、低所得者保険料軽減繰入金が新設されましたので、その分の繰入金1,944千円を計上してございます。

10ページから13ページにかけての諸収入につきましては、それぞれ科目設定でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

14ページ、総務費一般管理費は33,643千円、対前年度比では5,624千円の増でございます。今年度は2名分の人件費をここで計上したことが主な増加の要因でございます。

職員2名分の給料7,090千円、職員手当等5,068千円、共済費2,196千円、要介護認定調査員の賃金2,173千円、旅費156千円、需用費は1,637千円、役務費は郵券料、主治医意見書作成料などの必要経費3,297千円、委託料は1,487千円、負担金補助及び交付金は御坊広域行政事務組合への介護認定審査会費分担金など10,532千円、公課費は7千円でございます。

次に、保険給付に係る費用についてでございます。

16ページからですが、第2款の保険給付費の総額は7億93,132千円で、対前年度比では2.50%の伸びとなっております。

居宅介護サービス給付費2億92,204千円から始まり、21ページの介護予防サービス計画給付費4,500千円、ここまでの保険給付費の予算でございます。

そのうち16ページの第1項介護サービス等諸費6億96,446千円は、要介護の認

定を受けた方へのサービス費用で、デイサービスやヘルパーの利用、施設への入所費用などでございます。

下段の第3項その他諸費は、国保連合会への審査支払い手数料605千円でございます。

18ページの第4項高額介護サービス費15,500千円は、自己負担の1割分が一定額を超えた場合の還付分でございます。

第5項高額医療合算介護サービス等費3,000千円は、介護保険の自己負担と後期高齢者医療など医療での自己負担額の合算額が一定の額を超えた場合の還付分でございます。

中段の第6項特定入所者介護サービス等費36,050千円は、一定の資格により施設の利用などの際の食費、居住費の自己負担が軽減されるものでございます。

下段から21ページにかけての第7項介護予防サービス等諸費41,531千円は、要支援の認定を受けた方のデイサービスやヘルパーの利用に係る費用でございます。

20ページ中段から25ページまでの第4款地域支援事業費は、介護給付とは別に美浜町地域包括支援センターが実施する介護予防事業などに係る経費でございます。要支援1、2の認定の方の予防事業を全てではありませんが、平成29年度からはこの項目へ経費を移行して実施することになりますが、今年度は従来の形を継続しつつ移行に向けて取り組みを進めてまいります。

20ページの第1項介護予防事業費は2,114千円、22ページからの包括的支援事業任意事業の合計は15,821千円でございます。

24ページの基金積立金は利子の積み立てで11千円。

保険料の還付金は200千円、償還金、還付加算金、延滞金はそれぞれ科目設定でございます。

なお、末尾に資料として、給与費明細書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 7ページのところで滞納の繰り越し分というのがありますけれども、滞納というのは普通徴収の人しか滞納せえへんと思うんですが、滞納状況はどんなになっていますか。

それから、続いて、16ページから17ページに介護サービス等の諸費という項の中にいろいろな給付費があるんですが、具体的に居宅介護サービス、デイサービスとかヘルパーとかというような形で、これを何人ぐらい受けているのかということをお教えいただきたいと思っております。

すみません、以上お願いします。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 中西議員にお答えいたします。

27年度の滞納繰り越し分で1,827,379円です。それから26年度では2,571,190円、それから25年度では1,820,910円になっております。

それから、居宅のサービスですけれども、居宅サービスで合計643件の延べ回数になってるので、人数はまた追って確認させていただきます。これは件数です。だから1人で何回もというようなこともありますんで、居宅で11月分、ちょっと今年間のないんですけれども、11月分で643件。

それから地域密着型で31件、それから施設サービスで93件、それから介護の福祉用具購入とか月によってある月とない月とあるので、今ちょっと持っている資料では該当がないんですけれども。

それと、住宅改修費と、すみませんこれ福祉用具購入と住宅改修費、分類できてないんで、合計で95件になっております。これはあくまでもこの11月分ということになっておりますので、年間の累計というのかそれと多少誤差があると思いますけれども、およそそういった数字です。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 普通徴収大体209人と先ほど説明ありましたが、そのうちこれは普通徴収になる人というのは年金額が年間180千円以下でしたね。そういう人で209人のうち1,820千円とか2,570千円の滞納があるというのはすごく多いような感じがするんですけれど、なぜこんなことをお聞きしたかという、この介護保険料を滞納してたら、もし必要になっても受けられないというそういうふうなペナルティがありますので、そういう人があつたら大変やなと思って聞いていたわけです。

それから、17ページにつきましては、どのぐらい件数で今お答えいただきましたけれども、これもなぜお聞きしたかといいますと、介護認定をうけないとこういうサービスは受けられないわけですが、その認定を受けた人というのは20%くらいなんです。この介護保険に対する不満というのは、高い介護保険を40歳から払い続けるわけなんですけれど、払い続けているのに必要になつたらなかなか受けられないというそういうふうな不満がありますので、一体美浜町の現状はどういうふうなものかなと思ってお聞きしたわけですが、およその11月の分をお知らせいただきましたので、大体わかりましたけれども。

そういうふうな介護保険については、特に高齢者の人は年金から天引きをされますので、非常にこれについては大きな不満をいっぱい聞いているということで、第6期の保険料は100円の値上げで5,820円になりましたけれども、やがてまた3年ごとにあれせんなんわけですから、また第7期に物すごい上がるということのないように、しっかり予防をやるなり、そういうふうなことをやっていただきたいと思ってこういう質問をさせていただいたんですが。

あと特養の待機者はだんだんと減ってきている。施設ができていっている中で減ってきているということをお聞きしたんですけれど、それについてはどうでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 正式な数字というのか今ちょっと持ってないんですけれ

ど、この前大体8名ぐらい待機ということの中で、急を要するというのではなくて家族介護なり訪問介護で、現在はそういったサービスを受けてそれで対応できてるというような状況です。

だから順番もありますけれども、そうやってあえて救急に行かなくてはならないというような方は現時点ではおらないというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第23号 平成28年度美浜町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第24号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第24号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について細部説明を申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ1億86,693千円、前年度と比べまして14,930千円、率にしまして7.40%の減となっております。

昨年度当初予算は、人件費を2名分計上していましたが、今年度は1名分の計上となっていることによる減と、保険料の減により広域連合へ収める納付金が減少したことが主な要因でございます。

今年度は国民健康保険と同様に重複頻回受診者に対して訪問指導を実施することとしてございます。また、広域連合へ3年間派遣していた職員は、4月から復帰いたします。

では、まず歳入からご説明申し上げます。

6ページの後期高齢者医療保険料につきましてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度に創設され保険料率については2年ごとに改定されており、今年度は改定の年に当たります。今年度は均等割が減額となる一方で、所得割の率が上がります。保険料は今年度は被保険者数を1,386人と見込み特別徴収保険料37,085千円、普通徴収保険料22,208千円、滞納繰り越し分として98千円の合計59,391千円を計上してございます。前年度と比較して5,225千円の減となっております。

分担金及び負担金945千円は、美浜町が実施する人間ドック健診に対して広域連合から交付されるもので、前年度と同額でございます。

督促手数料につきましては、10千円を計上しています。

一般会計からの繰入金につきましては、1億26,161千円で、内訳は、事務費繰入金11,505千円、このうち広域連合へ納める事務費として4,708千円、まちの事務費分として6,797千円を計上してございます。

人件費の計上が1名分となったことで、事務費繰入金は前年度から5,334千円の減となっております。

保険基盤安定繰入金は、低所得者などの保険料軽減分を公費で補填するもので、28,216千円で軽減枠の拡大や所得の減により1,509千円の増加となっております。

療養給付費繰入金は、医療費の12分の1に相当する86,440千円を計上してございます。

8ページの繰越金以下諸収入の雑入までは、それぞれ科目設定でございます。

10ページの償還金及び還付加算金は、昨年度と同額の180千円を計上してございません。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

12ページの総務費の一般管理費1億86,513千円についてですが、職員の人件費は1名分で給料2,657千円、職員手当等1,174千円、共済費726千円、需用費は消耗品費と印刷製本費の100千円でございます。

役務費は736千円、委託料は電算処理委託料と人間ドック健診委託料、クラウド導入による共同印刷委託業務の合計1,860千円でございます。

負担金補助及び交付金1億79,260千円につきましては、退職手当負担金と和歌山県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

諸支出金の保険料還付金は150千円、還付加算金は30千円を計上してございます。

なお、末尾に添付資料として給与費明細書を添付しています。

以上でまことに簡単ではございますが細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第24号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第25号 平成28年度美浜町水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 平成28年度美浜町水道事業会計予算について細部説明を申し上げます。

初めに、1ページの当事業年度における業務の予定でございますが、給水戸数3,813戸、年間総給水量86万5,000立方メートルを見込み、1日の平均給水量は2,370立方メートルを予定してございます。

年間総給水量については、平成27年度の実績及び予測に基づき計量してございます。給水戸数はほぼ変化はございませんが、給水量については減少傾向でございます。

次に、収益的収支については、事業収益1億40,775千円の予定で、対前年度比3.24%の減額でございます。

事業費用については1億34,536千円の予定で、対前年度比1.8%の減額でございます。

当年度の予定利益は、税抜きで3,984千円を見込んでございます。

次に、資本的収支については、資本的収入5,040千円の予定で、対前年度比56.33%の減額でございます。

資本的支出については55,369千円の予定で、対前年度比2.89%の増額でございます。

なお、資本的収支の不足額50,329千円については、過年度損益勘定留保資金14,715千円、当年度損益勘定留保資金34,027千円と当年度分消費税資本的収支調整額1,587千円をもって補填するものでございます。

次に、第5条は債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めてございます。

次に、第6条は一時借入金の限度額を30,000千円と定めてございます。

次に、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、収益的支出のうち第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございます。

次に、第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を29,117千円と定めてございます。

次に、第9条は、棚卸資産の購入限度額として量水器及びボックス修繕用材料等で5,510千円を定めてございます。

以上の予算の見積もり基礎として、11ページからの収益的収入について説明いたします。

す。

営業収益として1億25,272千円で、内訳については、水道使用料1億21,103千円、メーター使用料3,688千円、受託工事収益350千円、その他の営業収益131千円でございます。

営業外収益として15,503千円で、内訳については、受け取り利息225千円、13ページの長期前受け金戻り入れ12,579千円、雑収益2,699千円でございます。

次に、15ページからの収益的支出については、営業費用として1億19,015千円で、内訳については、原水及び浄水費17,717千円で、対前年度比は2,355千円、11.73%の減額で、支出の主なものについては、手数料981千円、動力費11,276千円、薬品費3,114千円でございます。

配水及び給水費は8,300千円で、対前年度比は3,629千円、77.69%の増額で、支出については、修繕費7,220千円、材料費1,080千円でございます。

受託工事費は350千円で、対前年度比2,350千円、87.04%の減額でございます。

17ページの総がかり費は39,547千円で、対前年度比は2,282千円、6.12%の増額で、支出の主なものについては、給料15,522千円、手当6,375千円、法定福利費7,220千円、19ページの賃金1,965千円、委託料4,140千円でございます。

減価償却費は52,677千円で、資産減耗費は424千円でございます。

次に、21ページの営業外費用として14,971千円で、支出の主なものについては、企業債利息10,289千円、消費税納付額4,662千円でございます。

次に、特別損失として50千円、予備費として500千円でございます。

次に、23ページの資本的収入5,040千円の内訳については、分担金540千円、補償金4,500千円でございます。

次に、25ページの資本的支出55,369千円の内訳については、配水管整備費は公共下水道工事にあわせ施工する整備工事費2,000千円、配水管移設費は公共下水道事業に伴う配水管移設工事費4,500千円、配水施設改良費は西山配水池点検清掃業務費1,000千円、三尾ポンプ場監視装置更新工事費3,000千円、西山配水池敷地整備工事費2,500千円、西山配水池進入路舗装復旧工事費7,500千円の計14,000千円、漏水施設改良費は御坊市内に埋設されている導水管の布設がえ工事費6,000千円でございます。

次に、企業債償還金として28,869千円でございます。

次に、27、28ページは当年度予定貸借対照表、29、30ページは平成27年度の予定貸借対照表、31、32ページは27年度の予定損益計算書でございます。

33、34ページは注記で重要な会計方針等でございます。

35ページは当年度予定キャッシュフロー計算書で、資金期末残高は1億81,833千円を見込んでございます。

以下、給与費の明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上、簡単でございますが細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。7番、高野議員。

○7番（高野正君） ちょっと教えてほしいんですけど、28年度の目標として給水率はどれぐらいをお考えか。

また27年度実績はどれぐらいになる予定なんですか、この2点。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 間違っておればすみません。給水率、有収率、どっち。有収率ですか。

有収率については、27年度、ちょっとお待ちください。申しわけございません、ちょっと書類のほうを資料等、持ち合わせないんですが、今の現在、有収率については私どもの施設としましては、約95あるいは96、その範囲を推移してございます。

今比較的漏水等があって有収率が悪いということは決してございません。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第25号 平成28年度美浜町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は午後1時30分とします。

午前十一時三十六分休憩

—————・—————
午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第8 議案第26号 副町長の選任についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 簡単なあれですけども、もし副町長が決まられた後、お住まいとか、やっぱり町長がおられないときとかご不在のときとか、いろいろトラブルとかのときに、お近いほうがいいとは思うんですけども、もう近々にこちらに来られるというご予定はあるんでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

現時点で、和歌山市にお住まいなんですけれども、おっしゃるとおり行政ということであれば日々刻々といろんな形のこともございます。そういった形も勘案して、近いうちに美浜町に住むということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） お話を聞かしてもろたら、なかなかいい方なんで、町長がお気めされてこの方を副町長に推薦するということについては、何の異論もある意味ございません。ただ、その前後の話なんですけれども、やっぱり議員の立場からいうたら住民の声というものを大切にしたいと思います。

そこで、住民の方の中には、やっぱり美浜町の中になかったんかよという、町長の意見はもちろん存在しますけれども、そういう意見もございます。そのことについて、もちろん美浜町にも立派な方がおられます。その中を勘案した上で、町長はこの方を選任された、推薦されたんだと思いますけれども、そこら辺について、こういう理由で町外の方を推薦しますという、そこら辺についての町長のご意見を伺えますか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。というのが、和歌山県には30の市町村がございます。その中でいえば、やはり地元が一番精通した形ということで私も考えました。まず、一義的には役場の職員とか、そして庁舎外とか、そしてまた美浜町、そして美浜町外という形で勘案しながら今回こういった形で結論に至った次第でございます。おっしゃるとおり、町内ということで私自身も模索もいたしました。続きまして、じゃあ町外というような形の中で、この美浜町をいろんな形でよくご存じの人ということで続いて当たったわけでございます。そういった形の中で、最終的に私自身が選任いたしたくということで、今回上程させていただいたのが今回の副町長の人事ということの中の人物でございます。いろんな形で私も勘案もしました。そして、行政に長けた人ということも中で、例えば総務畑というんですか、財政畑の方、そして建設畑、技術畑の方、そういった形も勘案しながら私、今回でございますが、やはり美浜町の置かれた立場ということで考えれば、やはり日高川水系に伴う河川整備計画にございますが、やはり西川の関係、また冠水の関係、そしていろんな問題もございます。南海トラフ巨大地震に伴います津波の想定もございます。そういった形の中で今回はさせていただいたということでございます。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 基本的には理解いたします。町長、こういうことなのでしょう。地元も含めて、町外、県内広く人材を探した結果、この方が最適だと、そう町長が判断されたら、それでいいんでしょう。今の美浜町の実情を考えたら云々というんじゃないしに、広く全体に考えたらこの方が一番適切だとあなたが判断されたからでしょう。美浜町で探したけど、郡で探して、だんだん広がっていったんじゃないんでしょう。全体に広くやっこの方になったんでしょう。そこすつきりしときましよう。そうでないと町長もやりにくいですよ。そう理解します。

○議長（鈴木基次君） ほかにありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（鈴木基次君） 起立多数です。したがって、議案第26号 副町長の選任については、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後一時三十六分休憩

——— . ———

午後一時三十七分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、町長から、議案第27号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第28号 美浜町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第29号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について、議案第30号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）についての4議案が提出されました。お手元に配付のとおりです。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直

ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第13、追加全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） 追加議案として提案いたしました議案4件について、提案理由を申し上げます。

議案第27号は、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例改正は、今議会の議案第8号として既にご承認いただきました美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を再度改正するものでございます。

内閣府の地方創生人材派遣制度として、地方創生に特化した人材を最大で2年間派遣する事業について、派遣されることが決まりましたので、条例の職名の中に「地方創生統括官」という職名を新たに追加するものでございます。

議案第28号は、美浜町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国の地方創生人材派遣制度により派遣されてくる職員が、今年3月に定年を迎える方である関係から、定年を60才と定めた本条例に、町長が特別に必要と認めた場合の例外規定を追加するものでございます。

議案第29号は、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

国の平成27年度補正予算で今年1月に決まりました地方創生加速化交付金について、このたび美浜町の事業費がようやく決定しましたので、補正予算について計上し、あわせて予算の繰り越しをお願いするものでございます。

今回補正をお願いいたしますのは、既定の歳入歳出予算それぞれに30,016千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を41億37,011千円とさせていただくものでございます。松葉堆肥ブランドのPRや関係団体等への支援を計画してございます。

議案第30号は、平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてございまして、先日補正予算をお認めいただいた補正第5号とは別に、公債費の利子償還金について、支払い額に対して不足が生じることが判明いたしましたので、追加議案として提出するものでございます。

今回補正をお願いいたしますのは、既定の歳入歳出予算それぞれに16千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億2,548千円とするものでございます。

以上で提案理由説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 追加日程第14 議案第27号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第27号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

本条例改正は、今議会の議案第8号として既にご承認いただきました美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を再度改正するものでございます。

昨年末に、内閣府から、全国の人口5万人以下の自治体を対象に、地方創生人材派遣制度として、地方創生に特化した人材を最長で2年間派遣する事業についての要望調べがあり、防災企画課のほうで、外部の違った視点からの取り組みも必要ではないかということで、この事業に応募していたところ、今年2月の末になって、内閣府から町長宛てに直接人材派遣が内定したという連絡が入り、3月4日に正式に派遣が内定したものでございます。

受け入れの条件として、地方創生に取り組む部署で管理職として受け入れることとなっていて、「地方創生統括官」とか「地方創生マネージャー」等の職名が望ましいとなつてございました。

この制度は、昨年度から創設された事業で、昨年度派遣を受け入れした全国のほかの自治体の状況を見ると、同じような職名をつけているところを多く見かけます。管理職として受け入れるということで、5級以上の主幹、課長級の職員として最大2年間雇い入れることとなりますが、本条例にある等級別基準職務表には適当な職名がありませんので、条例を改正して、別表の5級の中に「地方創生統括官」という職名を新設するものでございます。

国からの正式発表は3月22日でございます。派遣されるのは財務省のキャリアの方で、和歌山大学経済学部を卒業され、大蔵省に入省し、近畿財務局金融課長や関西空港会社で財務部長などを歴任され、現在は財務総合政策研究所研修部長をされております。3月末で定年を迎える方で、和歌山市出身の方でございます。在職中に信州大学へ出向して、学生らと一緒に地酒など、地元の特産品づくりなどにもかかわった経験をお持ちで、その人脈や経験を生かして、美浜町の地方創生に取り組んでいただけるものと期待しているところでございます。

4月1日付けで採用し、4月4日から赴任する予定となっております。防災企画課に席を設けますが、所属にとらわれず、横断的に活躍していただきたいと考えておりますし、給料については、あくまで5級の職員ということで、他の職員との均衡を崩さない範囲で決定したいと考えてございます。2年間の住まいについては、吉原地内の国家公務員住宅に入居できる予定で、現在調整を進めてございます。

派遣が正式に決定したのが議会招集告示の後であったことから、条例改正を追加議案として提案するものでございます。

人件費の予算については、当初予算には予定してございませんので、総務費一般管理費の中で当面賄い、6月補正で対応したいと考えてございます。ご了承願います。

附則として、この条例は平成28年4月1日より施行いたします。

以上、簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。7番、高野議員。

○7番（高野正君） まず、この方、所属にとらわれず、横断的に活動していただきたいのですが、5級の表を見てみますと、地方創生統括官の職務と書いてあります。困難な業務を行うことはないんですね。まず1点聞きたいです。

次に、2年間派遣。定年退職された方を受け入れて、派遣ですか。全く私の頭の中には、退職した方を受け入れて、それで派遣と。派遣というのは、あくまで帰られるところがある、席をそのまま置いておいてということなんでしょう。派遣という意味がわかりませんよ、この方の。

それと、もう一つ。当町の職員においては、60歳で定年、再任用されても週3日。それから思いますと、随分厚遇な処遇であられると思うんですが。その辺、とりあえず3つお尋ねします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 派遣制度という中で、それに見合った職名をまずつくるという観点から、地方創生統括官という名前を今回追加させてもらうということで、業務の中には困難な業務というのも伴うことはもちろんそうだと思います。

それと、派遣という言い方がどうかというところは、確かに今議員おっしゃるとおりかもわかりません。実際は、町職員として採用になります。ただ、国から人材派遣制度というふうな名称でございまして、先ほど国からの制度で派遣されるというふうな言葉を使っておりますけれども、内容とすれば町の職員として4月1日で採用するというところでございまして。

それと、60歳定年の問題については、この後、また次の議案で出てくると思いますが、本来、役場職員は60歳で定年となりますので、これに例外規定を設ける改正をこの後28号でご提案申し上げたいということです。

厚遇かどうかということについては、この方、国のキャリアですので、ついこの前までもらっていた給料でいうと、恐らく9級であったというふうに聞いていますので、相当なあれをもらっていたんだと思います。それをあくまで向こうと交渉する中で、うちは給料6級までしかございませんので、その範囲でしかお支払いできませんがそれでもよろしいですかという話を財務省と直接話をする中で、そこはあくまで町の規定の範囲の中で決めていただいたら結構ですという返事をいただいているところです。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） ということは、今のご説明を聞いておきますと、要は天下り先でということを受け入れたととってよろしいんですか。要は、防災企画課に在籍をとりあえずされて横断的にお仕事をされるようですが、結局、うちが天下り先になって受け入れるということですね。何らそれと変わらない。こんな言い方をしても全く変わりはないと思う

んですよ。だから、うちの町の職員は60歳定年で、再任用されたとしても週3日やと。そこに大きな差があるのは、一体、今後、職員が退職される時にこれらのことも考えてやっていたかかないと、来られても不協和音が起こりますよ。ほかの課長の皆さんはどう考えているのかわかりませんが、何となあと。国に在籍していたら、退職してもこっちへ天下り先があつてええなど。私の感じとしてはそうとしか思えません。一体その辺、課長になられている皆さんにどう説明されるんですか。その辺、聞かせていただきたい。今の現職の課長さん、退職したら、はい、さようならで、まあいうても図書館で週3日、こちらの国家公務員の名前であれば、退職後も条例まで変えて雇い入れる。どうもすっきり私はしません、その辺もう少し、もうこれ以上聞きませんから、よろしくご答弁ください。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

国の職員を天下りで受け入れるという認識は全く持ってございません。あくまでこの人事派遣制度という中で、国において地方創生のためにもう一度頑張ってみようという方を広く募集した中で、自分の出身県である和歌山県のまちのために地方創生に頑張りたいということで手を挙げていただいた方がおつて、いろいろマッチングというんですか、これをした中で、美浜町からもそういう人が欲しいという要望に対して双方の思いがあつてこの制度の中で来ていただくと、そういう考えでございますので、天下りを受け入れるんやというふうな感覚は全く持ってございません。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 和歌山県で何市何町がこういった制度を採用されて受け入れたか、ご存じだと思うんですが、27年度に上富田町、28年度には有田市とうちだけなんですよ、30市町ある中で。和歌山市は別にして。岩出も除外かな。そんな中で、28あるとして、1市2町しか受け入れてないんですよ。その辺のところは何かおわかり、何で受け入れやんのだということとは反対におわかりになっておられたらご答弁願います。それだけです。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） ことし定年を迎える国家公務員の方は大勢いらっしゃると思います。もしそういう方を皆天下りで受け入れるのであれば、県内30市町村、全員受け入れるはずですよ。その中で、地方創生に頑張りたいという高い志を持った方を受け入れるという解釈でございます。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 高野議員の質問にも関連するんですけども、まず前置きとして、誤解のないように前置きを説明させていただきます。総務課長のこの方の紹介の中で、信州大学で地酒の云々というようなこと、また和歌山出身でという、私、町づくりとかああい

うもの、結構議員でない以前から好きなんで、そのプロフィールを聞かせてもらったら、私個人的にはすごく魅力のある人だなというイメージを持っております。美浜町に特に町づくりで欠ける部分をこの方は持っておられるん違うかなという、少なくとも今紹介された中では魅力を感じるということは前置きとして言っておきます。

しかし、それとは別に、やっぱり受け入れるとしたら町全体のことを考えなければならぬので質問させてもらいますけれども、去年3月でしたか、石破さんの地方創生のCDくれましたもんで、2枚でしたか、一般質問書きながら、1枚多分物すごい時間があったと思うんです。全部見たん、私だけかなとひそかに思っているんです。その中にこの制度があったんは理解しています。

1つ目、なぜ応募してみようという気になったんですか。今高野議員が言われたように今まで経験あるのはそんなにないわけです。その中で、美浜町が来ていただきたいと手を挙げた理由があったはずです。これまず1点。理由を。

それと、次に、いつごろ応募したんかて、何月に応募したんかぐらいも聞かせていただきたいと思います。

それから、次に、2月末に内定があったと。しかし、我々議会も最終決定がこうだったからという、我々もほん浅い日数しか聞いておりません。しかし、これ総務課長というよりも町長も、元職員であったら、人間関係というものがどれだけ職場の中でスムーズにいくかいかんかというんか、成果に関係していくかということはおわかりだと思います。当然難しいということから考えてみたら、2月で内定した時点で、根回しというか、それなりの行動は、僕だったら起こします。前もってこういう理由で応募はしてるんやということも、やっぱり職員にもしとくべきだと思いますし、そこら辺、何がゆえ最終決定まで待ってぼんと発表、正式はそうかも知らんけど、気配り、そういう配慮をされていなかったということについては、これもちょっとそこら辺について気配りの必要ない、そう判断されたんならそれで結構ですけれども。この点、2つ目、聞かせてもらいます。

それから、この方が来られて、横断的に仕事をされるというお話でございます。しかし、言葉どおりマネージャーという言葉もたしかあったように思うんですけれども、地方創生統括官、地方創生を統括するとしたら、今の課長、ここまでのいろいろと中村課長が防災企画の中でこの地方創生に取り組んでおられた課長がいて、そこへこの方が来られる。我々、今だけ我々に紹介されたら、それこそ気配りじゃないですけれども、もっと全員協議会の場でこんなに思ってるんやとかいろんな話を納得できるように聞かせてもらったらもう質問の必要もないんかもわかりませんが、今まで聞かせてもらえる範囲だったら、中村課長が今まで地方創生に一生懸命取り組んでこられた、課員も取り組んで。そこへこの統括官が来て、どちらが地方創生の手綱を握るんですか。そして、今の中村課長の課員の方がどう分けられるんですか。それとも、中村課長の上に上司として採用するんですか。そこら辺の人事の模式図というか、そこら辺を我々にわかるように説明してください。そうでないと、すんなり手を挙げるのは難しくなりますんで。こういう形で地方創生

の仕事をしていただくんですという説明をまず。そのまず3点をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 田渕議員にお答えします。

最初の2点の質問について、応募しようとした理由、そしていつごろ応募したかということについてでございますが、昨年12月11日の締め切りがありまして、それまでに担当課防災企画課のほうからこの地方創生人材支援制度に対して応募させていただきました。担当課として、この制度に応募させていただいた経過があるんですけども、まずはこの対象団体であるところの5万人以下のまちであるとか、また総合戦略を既に策定しておるとか、そういう当然の対象団体となっている上で、市町村長が地方創生について明確な考えを持ち、派遣制度を地域の変革に活用する意欲を持っていること、いわゆる地方創生に意欲を持っているまちとして、この対象とあることから、まずは応募させていただきました。

担当課としましては、もちろん現体制の中で総合戦略を策定し、また人口減少対策に今後取り組むべく気持ちを持って、まずは今年度さまざまな事業を消化して、今後また取り組んでいく気持ちは当然ながら持っておりました。ただ、そういった気持ちを持った上で、こういった国からの内閣府から示されたこういった制度があるということも初めてこの通知をもって知りました。町としては、ええチャンスやなど、まずは第一印象でもあります。さきにも話したのですが、今の体制でも当然やれるべきことではあるんですけども、まだこういった国が偉いとか町がだめだとかそういう考えは毛頭ないんですけども、広い見識を持っておられるであろう国の機関に所属される方が派遣していただける制度であると。この地方創生の主たる省庁であるところの内閣府のところからのこういった制度であるということから、ええチャンスかなということ、まずは応募してみようという考えになりまして、それをもって応募の内容を記載した上で手を挙げさせていただいたところで

以上です。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） この方が、課長より上なのか下なのかというお話でございます。この方ということで決まったときに、総務でもその隣の防災企画に係るのかとも両方話をする中で、そうしたら決裁どうしようとか、いろんな話が出ました。例えば、別で1つ対策室みたいなのを設けて、そこの室長というような方向もどうよというような話もしましたが、それだとそこの部屋に室長1人、課員1人みたいな小さなまた部屋になってしまうので、それはどうなのかなというような話もありました。それで、昔美浜町の場合です、部長制というのがあって、総務部長、行政事業部長というのがあったわけですけども、そのときの部長というのは各課長の上に部長があって、その上に助役・副町長があるというようなそういう流れだったかと思います。その部長というようなイメージは今持っておりません。あくまで課長級と横並びというか、並列というふうなイメージを持っ

ています。ただ、実際来られていろいろと業務もする中で、どうもこの流れだったらやりにくいぞというふうなことが出てくれば、それはそのときに改善していけばいいのではないかと思いますし、課長の全て上というふうな位置づけにしまうと、そしたら全く関係ない決裁書類も全部その人に回るんかいという話になってしまいますので、それではその人が自由に地方創生だけに集中してできないというふうなことも考えられますので、あくまで今の時点では、席は防災企画課の中に置きながらも、現行の課長たちと並列というか、横並びというふうなそういうイメージを持ってございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 根回しの部分もちょっと聞きたかったんですけども。今総務課長がお話ししてくれたこと、一つ一つ理解できるんです。この地方創生という体質からいうたら横断的に広く活躍していただきたい、それは当然なことだと思います。また、一番最初に、私はこういう紹介されたタイプとしては好きですと、そんな方というのは、本当に全体を取り仕切るような方ではなかったらやっぱり地方創生もできないと思いますんで、そのこと一つ一つはわかるんです。でも、やっぱり課長もおわかりだと思えますよ。中村課長もおられるはたで、その課長行ってどうよこうよと言われたら、本当に現実的には困るんやないかなと、私は役場の職員の経験がありませんのでそこら辺はわかりませんが、ましてやサラリーマンの経験もないんでわかりませんが、逆に外から見たら本当にこの縦社会というかそういう集団の中で、職場というものは人間関係というもので仕事の成果として大分すごく変わるんやなということもはたで見させてもらう中では、やっぱり今の総務課長なり防災企画課長の答弁で、ああこの方はこんな仕事をされるのだというのがイメージできないんです、私は。まず、この点もう少し、この方が来られて横断的に、一つ一つの総務課長が言っておられることは理解します。そうでなければいけないとも思いますけれども、やっぱりこの社会の中でこういう方、これよそでも来られたんだったらどんな仕事をしてどんなというのがあったんじゃないんですか。そこら辺、モデルもなしに理解せえと言われたら僕らちょっとするだけの能力がないというんか、それがああるんです。

それと、話は1つ目の質問なんですけれども、中村課長は1つのチャンスだと申しました。確かに、言葉どおりいったら、この方が来られて飛躍する1つのチャンスかもわかりませんが、単純にとれば。でも、課員の中でできてたんでしょう。それをこの方が来て、どういう方がわからない方に、そっちが本当に応募した理由というか、チャンスやチャンスやて、本当に応募して、それから、いま一つ、私はたしかCDいただけたんかDVDいただけたんか、3月議会だと思ってるんで3月だと思ってるけれども、中村課長は先ほど12月11日が締め切りというのは、こういう制度があるというのはいつご存じだったんですか。それもちょっと中へ挟んでくれたらいいです。

それで、しかしこういう応募というのは、課長が勝手にされたんですか。違いますよね。

当然、町長にお伺い立てて町長がよしということで応募すると思うんです。町長は、この応募する理由というのがこういうことをこの方に期待したいという、その期待した理由というものをお示してください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

先ほども中村のほうからご答弁させていただきましたが、地方創生ということでございます。やはり議員ご存じのとおり、東京という一極集中をいかにして制して、地方に活力をと、そして人口増というような形の中でこの内閣府からの地方創生人材支援制度ということに乗りまして、書類が届きました。そして、この中でございますが、派遣の人材の対象でございます。地方創生の取り組みに強い意欲を持っていること、そして市町村まち・ひと・しごと総合戦略策定実行のため十分な能力を有することというふうな形の中で、私自身は派遣の方でございますが、役場の幹部というような形の中で今回は応募させていただきました。そして、これに関しましたならば、このペーパーによりますと全国で30名程度というような形でございます。そして、先ほどご答弁させていただきましたが、この和歌山大学の経済学部出身の方ですけれども、マッチングというような形で今回はなっておるんですけれども、その中で私自身はこの方とお会いさせていただいたときですけれども、自分自身の考えとしたら現場へ行きたいですとか、そして信州大学でも学生たちいろいろな形で外へ出て、そして地酒というような形のことも取り組みましたとか、そして和歌山大学の学生なんかもまた、もちろん和大的教授等々も存じている中で、また美浜町のほうにも学生なんかも来てもらって、そして新しい目線で見ただけのような形も持っていきたいんですよというような、随分と私には前向きな方だなというような形の認識も持ちました。そして、一度お会いしたんですけれども、その人柄というんか、偉ぶらないというような形の中でいえば、この方は、先ほどもちょっとご質問もございましたが、本当に天下りというのではなくて、自分でこういった形で自分のふるさと和歌山、そして和歌山の中で一度美浜のほうでいろいろな形で地方創生に対してチャレンジしてみたい、また地域づくりに対して一助になればというふうな強いお気持ちの中で私自身はこの制度に則ってしていただいた、そして私もその方についてはすばらしい人だなと感じながら、こういった形で今回でございますが、追加議案ということで上程させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、いつごろの応募があったのかということで、12月11日締め切りということで先ほどお答えさせていただいたんですが、10月末ぐらいの内閣府からのメールによってこの制度を知ったところでございます。その仕事のイメージということですが、私の考えるところですが、この支援制度の中にもあるんですが、町長の補佐役としまして総

合戦略に記載されたうちの総合戦略の事業に沿って施策を進めていく上で中核的な役割を担うというふうな内容もありました。まさにそういったイメージを私は持って、派遣に来ていただく方に対してそういう期待を持ったところです。もちろん、先ほども言わせてもらったんですけども、今の体制で行くべき気持ちは持っておったところではございますが、こういった機会があるということもありまして、ここに至ったということです。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） そういうチャンスがあったんで応募に至ったと。最初の質問から全く変わっていないわけで。今町長のご答弁の中で、その方にお会いしたら現場へ行きたいんやとか、そういう話を聞かせてもらったら、私個人的にその方に対する魅力というのを、何か身震いするほどというんか、今までになかった人材で、非常にええなと思うんです。魅力を余計に感じます。私が現場へ行って、今まで思っていたことしたいんやと、国で思っていたことをこの地方で実現したいんやと。早稲田か慶応あたりの政治経済学部出たやつが、私は地方自治に人生をかけてみたいんや、だから地方議員になりたいんやというような人があってもええなと思うんです。その意味で、物すごく私は魅力感じるんです。でも、その方を、それだったら、ちょっと前後してしまったんで何ですけども、2年間しかいてくれへんねやったら2年間副町長していただいたら非常にその方も給料が高くなるし、もう横断的に皆さんの面倒も見れるし、そのほうがよかったん違うんかなて、それは立派な人やし魅力も感じるさかいやないけれども、町長の話聞いてそう思います。でも、本当に、中村課長も最初からの繰り返しでこうやって一生懸命答弁されておるんも理解できます。でも、多分ここにある私だけかもわかりませんが、来てどこへ座ってどんな格好で何するんやろうなって、本当に何か納得できんです。

それは議員である意味で無責任というたらあれやけど、町長の言うこと信じました、はい、賛成ですと言うてそうなっても、でもそこへ来られて本当に困るのは中村課長、あなた自身でしょう、皆さん、役場の職員の方たちでしょう。どう考えても前から見たら国がこう言うてるんやさかいに地方創生、私は地方創生というもんが今の地方自治の中では物すごく大きな分野というんか、大切な分野だとそういうふうに認識しておりますんで、そういう物すごく力のある方、そのノウハウというのは吸収するということは非常に賛成します。でも、今話を聞いてみたら、いっそ副町長あたりになってばんとやったらできるけれども、課長と並べてお互いに気を使い合いながら、そして2年間で、はい、さようならていうたら、何だよ、ほかの職員かき回していただけかいと、もういっそのこと骨埋めてもらうつもりでも入れてもうたらぐらいの覚悟で入れてほしいような話はするんですけども。私がそれは率直な意見。

もう一度、どういう理由で応募したんか、原因、そことチャンスチャンスと言うけれども、そんなんわかっている、あったから申し込んだて。それでどんな仕事、どんな職場でどんな位置で。私がわかりやすう言うたように副町長にしてもうたら一番よかったんだよ

というような、わかりやすく一回説明してください。今のままだったら、どうしても私には理解しかねます。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） お答えします。

私が答えられる範囲でお答えさせていただきますと、私自身に直接尋ねられた、困るんじゃないかということに対してですけれども、正直不安といいますか、もちろん初めてのことでありますので、不安というのは正直あるところです。僕自分自身のことなんですけれども、困っているというよりか、どっちかいうたら不安という言葉が適切かというふうに思います。ただ、それ以上にチャンスという言葉を使わせてもらいましたけれども、期待というんですか、そういったこともあわせて持ち合わせています。私が答えられるのは以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田渕議員にお答えいたします。

どういった仕事ということもお尋ねだったかと思うんですけれども、本当この地方創生ということで、繰り返しになりますが、じゃ人口をいかにしてふやすかとか、そして地域の活力をとというような形で漠然としてしまうんじゃないかと、その中で、この仕事というような形じゃなくて、初め本当にいろんな形で漠然とするケースもあるかと思えます。ただ、この方は地方創生というか、地域の活力をとというような形で私自身とお話の中でそれは本当に肌で私自身も感じました。先ほども言わせていただいたんですけれども、本当に学生さんたちと外へ出てやるとか、そして私自身もここで出会いしたときに、この前が美浜町の商工会なんですと私自身も指差してご説明したら、ああ、そうなんですか、またぜひとも寄らせていただきたいと、また話もしたいですよというような方でございます。キャリアの中でいえば、私のイメージとしたら机へ座っているような形で指示をするというような形ではなくて、本当に自分みずからが歩んで、そして肌で感じるような方、そして腰の低いというか、私はそういったイメージでございました。

そして、お話の中でもそうなんです、自分は机で座るよりも現場が好きなんだよということもお聞きしてございます。ただ、だから地方創生でどの仕事、どのセクションというのはなかなかここで言いづらいんですけれども、ただ基本的には地方に対しての活力とか、そして人口増に対してどんな形で取り組んでいくかということは、それこそ地方創生の私は根本だと思っております。そこに対して、派遣という言葉がどうかかわからないんですけれども、派遣制度にのっとって、今回でございますが応募されて、そしてマッチングしたという形で私は認識しておる次第でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 結局、一番最初の何でどういうことで応募した、どんな仕事をされるのか、ご答弁いただけないままに終わったように思います。でも、町長の今の言う気

持ちは理解します。一番最初から言うように総務課長の気持ちは理解します。そんなことからいうたら、町長がそんなに話聞いてすばらしいんだったら、いっそ町長やってもうてもええなと思う、そんな方に。でも、2年しかいてないんでしょう。2年間の間にその方のノウハウをうちこの町が吸収するだけの形というのを持っていかなんだらいけないんでしょう。そのことについて、4回目、無理やり手を挙げさせてもらいましたけれども、回数で制限されるのもいかがかと思えますけれども、1回目の答弁から何もそういうどうい理由で応募したんかということと、どんな仕事をさせてもらうんかということ、私が結局わかりません。でも、回数がある議長の話は従います。無理矢理4回目質問して。

1つだけ質問させてもらいます。5級ですよ、でも5級でも、ちょっと給料表ないんでわからんですけれども、ピンキリですよ。5級の何号なんですか。まだ決まっていなんでしょうか。それなんかも非常に我々としては漠然とした、話聞いたらすばらしい方。でもその方来ていただいて、受け皿というか、周りが整備されてあるかどうかというの私非常に疑問に思うんで、最後にもう余り、ほかの議員も発言あると思いますんで、5級の何号なんですか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

何号というのは、まだ具体的には決まっていなんでしょうけれども、財務省の派遣のほうの向こうの担当の室長さんと直接電話とかメールでやりとりする中では、最初に言いましたように、うちは6級までしか給料表ありませんよ。期待は大きいところですが、まだ初めての方ですので、実績はまだゼロでございますので、初めから今もらっている給料を全然保障するとか、そういう考え方は全くございませんので、5級の中でも相当下のほう、今の主幹、課長よりは低い額が適当ではないかなと、今そういう考えでおります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 意外と思われるかもわかりませんが、賛成の立場で討論させていただきます。

今いろいろ質疑を聞いている中で、どういった具体的な業務内容云々というのはわからないんですが、いずれにしても、先ほどの副町長にしてもそうで、僕自身は感じたところなんです、こういう外の美浜町の役場以外の組織で長らく活躍されていた方が今回本町のほうに来ていただけるということは、先ほど中村課長も言っていたように、僕は1つのチャンスやというふう感じておる次第でございます。ただ、先ほど質疑の中でも天下りと違うんかとか、そういったことを当然私もいろいろそういう話が耳に入ってくることもございます。ここはだから、町長にはぜひそんな天下りと思われることのないように

きっちりと手綱を絞っていただいて、業務の遂行をやっていただきたいと思うのが1点と、あと、こういうやはり人との出会いというのは、これは非常に財産になると思います。今聞いている中では、今のこの方で2年間、副町長で来られる方も任期は4年ですか、期間限定ですよね。その期間限定の中でどこまで皆さんが吸収されるかわかりませんが、やっぱりそういうせっかく来ていただけるんですから、相当な能力を持った方だと思いますんで、ぜひそういったすばらしい人の能力というのを存分に吸収していただいて、2年後、3年後、なるほど美浜町、職員自体もかなり変わったなど、我々議員もうかうかしてられんなというふうな、逆にもう思いたいぐらいなんで、ぜひそのような形にさせていただきたいのが1点と、最後に、町長に、先ほどからもいろいろ出ていましたけれども、僕自身はいろいろ感じているのは、やっぱりちょっとコミュニケーションが不足しているんじゃないかなというふうに非常に感じております。それは我々議員に対してもそうですし、職員さんに対しても、もしかしたらそんなのかもわかりませんし、それは本人が、いやそんなことない、わしはそんなことないんやて思っても、やっぱり相手があつての初めてのことで、今回こういう形で外から2名も来られるわけですから、なおのことコミュニケーション、自分が思っている以上にやっぱりきっちり細かくとっていかれたほうが今後の町政運営、我々議会とのやりとりも含めてスムーズにいくんじゃないかなと感じておりますので、その辺だけひとつよろしく願いいたします。

○議長（鈴木基次君） ほかに討論はありませんか。2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） 今谷口議員が言いましたように、私も賛成のほうで、ひとつ意見を述べさせていただきます。

今、各近隣市町でいろいろ選挙、また国選もありますけれども、そういうところで、私もたびたびちょこちょここと引っ張り出されていくんでありますが、そのときにも近隣市町でも新しく副町長をどこどこから迎えようやないかとか、今の話、財務局からも省庁からも迎えるの、美浜町このごろどうしたんだというようなおちょくりの半分言葉なんですけれども、今までとちょっと違うムードやな、ええやないかと。どんなにしてそれもらってきたんだとか、そういうふうな、ほん最近ですが、先日声も聞きましたし、私自身も、そういった人の力をかりて、美浜町全体、課長の皆さんも含めて、私たちも含めて、美浜町の発展に尽力をしていけたらと考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 反対意見があれば。ないですか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第27号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

追加日程第15 議案第28号 美浜町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第28号 美浜町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、細部をご説明申し上げます。

前議案でご説明いたしました地方創生人材派遣制度に係る職員の年齢が60才であることから、定年を60才と定めた美浜町職員の定年等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、改正をお願いするものでございます。

具体的には、第3条に「職員の定年は、年齢60年とする。」となっているところを、「職員の定年は、年齢60年とする。ただし、町長が特別に必要と認める場合は、この限りではない。」と変更するものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日より施行いたします。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 基本的には、この条例で異論はないんですけども、条例というのは、法律というものは、悪用される可能性というもんも考える範疇の中に入れてつくるもんですね。そこですね。ただし、町長が特別に必要と認める場合はこの限りでないというこの文言なんですけれども、これだったら町長の胸先三寸で変えられるということになるんじゃないですか。前の方の1つ議案、前の方を指し示すようが特別やと言うんやったら、もう少し練った文言は考えられなかったのかなと。例えば、ほかの職員の方が、ただし書きあるけれども、私は60になったら寂しく退職して、もし採用されても再任用程度。ほかの人間は能力ない、大学の教授が小学校で教鞭をとったからその子どもが頭がよくなるというもんじゃないんでしょう。田舎の方に地方自治の中でこつこつとやって来られた方は地方自治の中での東大、京大の頭じゃないまたすばらしいノウハウというのがあるんで、その意味では平等というよりむしろその人が上かもわかりません、この場では、でも、そんな方でも寂しく60になったら去っていかないかん。そういうような可能性という感じがする。基本的にはもう異論はないんですよ。

ですから、この言葉の文言のままだったら、町長の胸先三寸で気に入ったもんは60過ぎても雇っておける。死ぬまで雇える理屈ですね、これからいったら。そこら辺、もう少し練った文言であるべきだと。繰り返します。基本的にはこれでいいんですよ。賛成もしません。でも、もう少し言葉がなかったんですか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えになるかどうかわからないんですけども、現行の定年に関する条例の中でも、第4条の中で、職員であった者が、あと1年勤めてもらいたいとか2年勤めてもらいたいとかいうケース、町長が特に必要と認めたこの職員だけはぜひとも残ってもらいたいというケースがあれば、この4条を適用することによってそういう延長は理屈上は可能になってございます。今回の方については、元職員であればこの4条をそのまま適用してということができるんですが、今回あくまで外部から来られる方で年齢が60にもう到達されている方ということで、今回の方を念頭に置いてこの第3条に特例を設けたということでございます。昨年、この制度による派遣を受け入れた町村、全国的には少ないんですが、その条例もいろいろ見たりもしました。そこにきちんと職名までうたって地方創生統括官なり地方創生マネジャーで来た人については別とするというふうなそういう職名まで定年の条例にうたっているような町もあるにはあります。それもちょっと考えたんですけども、今回は町が特別に認めた場合というふうな文言にさせてもらったということでございます。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第28号 美浜町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は2時50分とします。

午後二時三十八分休憩

—————
午後二時五〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

追加日程第16 議案第29号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第29号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ30,016千円を追加し、補正後の総額を41億37,011千円とするものでございます。

国の補正予算により、地方創生加速化交付金が、去る3月18日に交付決定されました。交付対象事業として決定されたのは、松葉堆肥ブランドのPRや特産品開発への支援などの事業でございます。松トマト、松キュウリ、松イチゴなどの知名度アップと販路の拡大や美浜町商工会及び関係団体への支援を対象事業としてございます。予算は30,000千円でございます。

歳入では、地方創生加速化交付金28,000千円を財源として予算化するものでございます。事業については、全額繰り越しとなります。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第29号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

追加日程第17 議案第30号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第30号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）について、細部説明を申し上げます。

先日、補正予算をお認めいただきました補正第5号とは別に、公債費の利子償還金について、予算に対して不足が生じることが判明いたしましたので、追加議案として提出するものでございます。

今回、お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億2,548千円とさせていただくものでございます。

8ページにございます公債費の利子償還金が、本年度末までに支払う額に対して予算額が不足することが判明いたしましたので、急遽追加議案として補正予算をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 16千円足らなかったということで、補正予算ということなんですけれども、公金ですから、たとえ1円でも足らなかったら予算組みしてせないかんのだろうとは思いますが、16千円、どうにかならんんだんかなと。いうのが、私ら民間から見ると、例えば、やらしい話ですけども、この紙にしたってこれだとちゃうんですよね、これ。16千円、いや足らなんだんで予算計上しましたて、ただじゃない紙使って、多分これ予算書つくるにも職員さん、まさかボランティアでやってくれているわけじゃないと思いますし、その辺、何かちょっとお粗末じゃないかなという感じがしたんですけれども。いかがでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） この追加補正については、大変申しわけなく思っております。ただ、何とかならんのかということで、私どもいろいろ考えたわけなんです、款からの流用ということはできない、款款流用はできないということになっておったんで、それはできないということで今回このような補正になりました。今後は、こういうことのないように注意したいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第30号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 請願第4号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長に審査経過及び結果について報告を求めます。7番、高野委員長。

○文教厚生常任委員長（高野正君） 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について、報告いたします。

3度の委員会を開きました。委員の意見としては、看護師さんというのは、4K職があり、そういったこともあって、より一層安心な看護ができるべく採択するよという意見もございましたが、添付されておりますアンケート結果を見ますと、深夜勤務が年齢とと

もに肉体的にきついか、夜勤を免除してほしいとか、3交代、2交代の夜勤手当が同額なのはおかしいとか。要は、このアンケートを見る限りにおいては、労働闘争ではないかなど。他の委員さんの意見を聞いてみますと、これは労働闘争やと、組合でやってくれと。議会がタッチするものではないという意見もあり、採決した結果、賛成少数で不採択となりました。

以上で結果報告を終わります。よろしくご理解ください。

○議長（鈴木基次君） これから委員長報告に対する質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 労働闘争、そういう委員会は判断を下されたそうなのですが、そこは委員会の判断なんで、それはそれで結構です。委員会の中に、今現状医療の現場というものに看護師等々が、介護のほうも入っていると思いますけれども、そういうものが現状不足しているという認識があったのですか、なかったのですか。それだけお答え願います。

○議長（鈴木基次君） 高野委員長。

○文教厚生常任委員長（高野正君） そういう考えは全く意見が出ませんでした。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） そういう意見が出なかったということは、うちとこの委員会の中ではそういうものに対する認識が全くないと。介護の世界も、医療介護の世界も、そういうものに窮しておらないと。そういう発言がなかったということは、そういう認識は全くないという認識をさせてもらっていいわけですね。

○議長（鈴木基次君） 高野委員長。

○文教厚生常任委員長（高野正君） そういう認識ということでも、委員の中からは、やっぱり不足しているというお話も出た中で、先ほども申し上げましたように、この後ろのアンケートが、要は夜勤が辛い等々、肉体的に辛いというような話になって、結果的にはそういうことになりました。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから本件、請願について討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから請願第4号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。請願第4号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手少数）

○議長（鈴木基次君） 挙手少数です。したがって、議案第4号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願については、不採択することに決定しました。

日程第10 請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長に審査経過及び結果について報告を求めます。7番、高野委員長。

○文教厚生常任委員長（高野正君） 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願につきましては、3度の委員会を開きました結果、この請願については、既に広域連合の来年度予算に反映されているもので、委員会として意見書を提出する必要はないものと考えという結果になり、不採択となりました。なお、議会運営実務提要におきましても、当市町村が加盟している一部事務組合による係る請願の提出については、一部事務組合の事務処理についての内容であれば審査はできないものと考えということになっており、これに合致しているものと考え、不採択となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木基次君） これから委員長報告に対する質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 質問というんか、今委員長が述べられた広域の中でどう、ちょっと聞き漏らしたというんか、もう少しわかりやすく、審議できないものとするというんか、そこら辺で、ちょっと、反対とか何とかじゃなしに、理解できるようにもう一回説明してやってください。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野委員長。

○文教厚生常任委員長（高野正君） 議会運営実務提要の中においては、当市町村が加盟している一部事務組合に係る請願の提出と審査の可否というところがありまして、当該市町村が加盟している一部事務組合に対する事務処理についての内容であれば審査はできないものとなっております。

はい。以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ちょっと私もわかりかねるんで、私が間違っているんかもわかりませんが、審査できないものとするというたら、審査できないんであって、不採択にせんと。そこら辺、僕わからないんで、突然なんで。審査できないものは置いておいて継続審議で廃案とするとか。そこでやるんが本当に正しいんですかね、ちょっと僕、委員長に質問というんじゃないんですけれども、どれが正しいんですか。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野委員長。

○文教厚生常任委員長（高野正君） 請願については、書類がそろっておれば議会は受けとらなければならないということになっています。ですけれども、一部事務組合の事務処理に関することについては提出できない。請願は受けとったけれども、提出先のところへは提出できませんよということになっております。まことおかしな話やけど。結局、この請願の提出先は一部事務組合なんです。だから、できませんよということになっている。そういう結論に至りました。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

午後三時七分休憩

—————・—————
午後三時八分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

これで質疑を終わります。

これから本件、請願について討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願について、請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手少数）

○議長（鈴木基次君） 挙手少数です。したがって、請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願については、不採択することに決定しました。

日程第11 請願第6号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長に審査経過及び結果について報告を求めます。7番、高野委員長。

○文教厚生常任委員長（高野正君） 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願について、審査結果を報告いたします。

これにつきましても、3回の委員会を開きました。結果、不採択となりましたが、既に軽減特例の9割、8.5割の軽減の廃止については、国、政府においても議論されているもので、廃止と決定されたものではないということです。28年度も継続して採用されるという結果になっております。29年度についても、今現在検討中であるようで、結果が出るまで、29年度については結果が出るまでの間、28年度採用されているもので意見書の提出の必要はないと考えるということで不採択となりました。よろしくご理解ください。

○議長（鈴木基次君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから本件、請願について討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから請願第6号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願につい

てを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。請願第6号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手少数）

○議長（鈴木基次君） 挙手少数です。したがって、請願第6号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願については、不採択することに決定しました。

日程第12 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 「異議なし」と認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午後三時十二分休憩

———・———

午後三時十三分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

お諮りします。

委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第18 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、今月末をもって塩崎公民館長が退職されます。退職に当たり、一言ご挨拶を申し上げたいとの申し出があります。これを許します。塩崎公民館長。

○中央公民館長（塩崎清則君） 議長のお許しをいただきましたので、退職するに当たり、一言お礼を申し上げます。

美浜町役場に奉職して約34年たちます。長かったようで、本当にあつという間でした。その間、皆様に助けをいただきながら定年を迎えられること、本当に幸せに思います。4月からは、一町民として皆様に応援していきたいと思います。本当にありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（鈴木基次君） 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成28年美浜町議会第1回定例会を閉会します。

午後三時十六分閉会